

1. 事業の目的及び方針

① 事業の目的

医療法人社団いずみ会北星病院（以下「事業者」という。）が行う指定居宅療養管理指導事業所及び指定介護予防居宅療養管理指導事業所（以下「事業所」という。）の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適切な居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

② 運営の方針

事業所の従業員は、要介護者及び要支援者に対し、その利用者がその有する能力に応じて、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとします。

事業所は、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所その他保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業者（法人）の概要等

事業者（法人）名	医療法人社団いずみ会 北星病院
取扱事業所	指定居宅療養管理指導事業所及び指定介護予防居宅療養管理指導事業所
所在地	千歳市清流5丁目1番1号
連絡先	0123-24-1121
提供可能サービス	訪問リハビリテーションサービス 居宅療養管理指導（医師・薬剤師・管理栄養士による） 通所リハビリテーションサービス 介護予防訪問リハビリテーションサービス 介護予防居宅療養管理指導（医師・薬剤師・管理栄養士による） 介護予防通所リハビリテーションサービス
管理者	遠藤 昭
サービス提供地域	千歳市
事業所の職員体制	医師 2名（常勤2名 病院職員と兼務） 薬剤師 1名（常勤1名 病院職員と兼務） 管理栄養士 1名（常勤1名 病院職員と兼務）
事業所の営業日及び営業時間	営業日 月曜日から金曜日 営業時間 平日の午前9時から午後5時 ※備考 日曜日及び国民の祝日・12月30日から1月3日は休業
提供するサービス内容	①医師が行う居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導は、居宅介護支援事業者が作成する居宅サービス計画及び、介護予防支援事業所が作成する介護予防サービス計画に必要な情報の提供や、利用者、家族等に対する療養上必要な指導、助言を行います。 ②薬剤師が行う居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導は、居宅を訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導をおこないます。 ③管理栄養士が行う居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導は、居宅を訪問し具体的な献立によって実技を伴う指導を行います。

3. 利用料

- ① 利用料金は、別紙「居宅サービス利用料金表」に記載の通りです。
- ② 支払方法は、以下の方法のいずれかとなっております。
 - ・月締めでの現金払い
 - ・月締めでの銀行振込（口座番号は請求書に記載しております。）

4. 苦情相談窓口

- ① 当事業所が設置する苦情相談担当者は、次の通りです。当事業所が提供した居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導に関する苦情だけでなく、他の介護保険サービスに関する苦情も、ご遠慮なくお申し出下さい。

担 当 者	事務長 道下 貴裕
電 話 番 号	0123-24-1121
受 付 時 間	平 日 午前9時から午後5時 ※備考 日曜日及び国民の祝日・12月30日から1月3日は受付 しておりません。

- ② 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

機 関 名	電 話 番 号
千 歳 市	0123-24-3455
国民健康保険団体連合会	011-231-5175

5. 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中に容態の急変や事故が発生した場合は、速やかに利用者の主治医、家族等の緊急連絡先、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要に応じて応急処置や医療機関への救急搬送の手配を行います。また、事業所の居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導に起因する賠償すべき事故が発生した場合は、所定の手続きを経て損害賠償します。

6. 秘密の保持等（個人情報利用に関する同意）

- ① 個人情報保護法を遵守し、医療法人社団いずみ会 北星病院の個人情報の保護方針に沿って、個人情報を取り扱います。
- ② 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者・利用者の家族等の秘密は漏らしません。
- ③ 事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者・利用者の家族等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。
- ④ 事業者は、利用者に医療上の必要がある場合には、他の医療機関等に利用者に関する心身等の情

報を提供できるものとしします。

- ⑤ 事業者は、利用者に関わる他の居宅介護支援事業者等との連携を図る等、正当な理由がある場合には、利用者・利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとしします。
- ⑥ 利用者・利用者の家族等の個人情報を用いることに関しては、利用者及び利用者の家族等から同意を得ていることを原則としします。

7. 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します

8. 業務継続計画の策定 等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅療養管理指導（指定介護予防居宅療養管理指導）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

9. 研修機会の確保

①事業所の従業者の資質の向上を図るために、研修の機会を確保するとともに業務体制を整備します。事業所は、全ての居宅療養管理指導(介護予防)従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備します。

（１）採用時研修 採用後３ヵ月以内 （２）継続研修 年１回

10. ハラスメントの禁止

事業者は、適切な指定居宅療養管理指導の提供を確保する観点から、職場等において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

11. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待発生又は再発を防止するため必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、従業者へ周知徹底します
- ② 虐待防止のための指針を整備します
- ③ 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します

- ④ 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します
- ⑤ サービス提供中に、事業所従業者又は利用者の家族等高齢者を現に養護する者等による虐待又は虐待が疑われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報し、調査に協力します

居宅サービス利用料金表

(2024年6月1日現在)

居宅療養管理指導費・介護予防居宅療養管理指導費 (月2回限度)		介護報酬の料金	利用者負担金
医師が行う場合 (1回につき)	単一建物居住者1人に対して行う場合	2,990円	299円
	単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	2,870円	287円
	単一建物居住者10人以上に対して行う場合	2,600円	260円
薬剤師が行う場合 (1回につき)	単一建物居住者1人に対して行う場合	5,660円	566円
	単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,170円	417円
	単一建物居住者10人以上に対して行う場合	3,800円	380円
管理栄養士が行う場合 (1回につき)	単一建物居住者1人に対して行う場合	5,450円	545円
	単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,870円	487円
	単一建物居住者10人以上に対して行う場合	4,440円	444円
医療用麻薬持続注射療法加算		2,500円	250円
交通費	千歳市内		無料
	千歳市以	事業所から片道おおむね 10km未満	330円(税込)
		事業所から片道おおむね 10km以上20km未満	495円(税込)
		事業所から片道おおむね 20km以上30km未満	825円(税込)
		事業所から片道おおむね 30km以上	1,155円(税込)

◇表中の利用者負担金は1割負担で計算しています。